

利府町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「利府町総合事業」という。）の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙をいう。以下同じ。）において使用する用語の例による。

(対象者及び内容)

第3条 町長は、利府町総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行うものとし、対象者及び内容は、別表第1のとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 訪問介護相当サービス

(イ) 訪問型サービスA

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 通所介護相当サービス

(イ) 通所型サービスA

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(利用手続)

第4条 第1号事業を利用しようとする対象者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第1号）により、町長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、第1号事業を実施する者は、対象者に代わって前項の規定による届出を行うことができる。

(利府町総合事業に要する費用の額)

第5条 省令第140条の63の2第1項第1号の規定により町が定める利府町総合事業に要する費用の額は、別表第2に定める1単位の単価に各サービスの区分に応じて、定める単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定する場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第6条 町長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を法第115条の45の3第6項の規定により宮城県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第7条 第1号事業支給費の支給限度額は、次に掲げるものとする。

(1) 居宅要支援被保険者に係る支給限度額は、法第55条第1項の規定により算出した額とする。

(2) 事業対象者(省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。以下同じ。)の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生労働省告示第33号)第2号イに規定する単位数により算出した額の100分の90を超えることができないものとする。

(3) 介護予防ケアマネジメントの支給限度額は、第5条第1項の規定により算定した額の100分の100とする。

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合において、法第55条第1項及び前項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費について第1項の規定を適用する場合において、法第55条第1項及び第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

4 町長は、法第115条の45の3第3項の規定により、第1号事業を行った事業者からの請求に基づき、当該対象者に代わり当該事業者が第1号事業支給費を支払うものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、法第115条の45の3第4項の

規定により、当該対象者に対し第1号事業支給費の支給があったものとみなす。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第8条 町長は、利府町総合事業において高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階、負担金限度額等については、法第61条及び第61条の2に定める規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第9条 第1号事業給付費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、利府町介護保険法施行細則（平成12年利府町規則第17号）に定める保険給付に係る様式を用いるものとする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第10条 町長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、対象者の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 前項の特例に関する基準及び手続は、利府町介護保険法施行細則第9条の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(事業の委託及び指定)

第11条 町長は、利府町総合事業の全部又は一部を委託することができる。

2 町長は、利府町総合事業を実施するのに適当と認める者を指定事業者（以下単に「指定事業者」という。）に指定することができる。

3 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとする。

4 指定事業者の指定に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第12条 町長は、利府町総合事業の実施に関して必要があると認めるときは、対象者又は事業者に対して報告を求めることができる。

(不当利得の徴収等)

第13条 町長は、偽りその他不正な手段により、対象者がサービス費等の支給を受けたとき、又は事業者が第7条第4項の支払を受けたときは、当該支給額又は支払額の返還を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の利府町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に提供される介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用の算出について適用し、同日前に提供された介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用の算出については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の利府町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる介護予防・日常生活支援総合事業について適用し、同日前に行われた介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。